

保育施設等利用継続申請書(育児休業)

記入例

※記入前に注意書きをお読みください

1年以内 延長 再延長

育児休業開始時に申請してください。

令和2年 9月 8日

仙台市長 あて

〒980-0000

保護者 住所 仙台市 ○○区△△町3丁目7-1
(申込者)

氏名 仙台 花子

次のとおり、育児休業期間における保育施設等の利用継続を申請いたします。

利用保育施設等名	○○保育園	
利用児童氏名	仙台 すみれ	平成31年 4月 2日生

育児休業を取得する方の氏名	仙台 花子	出産されたお子さんの名前をご記入ください。	児童との続柄	母
育児休業対象児童名	仙台 さくら		令和2年 7月 17日生	
育児休業期間 (就労証明書に記載の期間※1)	令和2年 9月 12日 ~ 令和3年 7月 16日			
育児休業中の保育施設等 利用継続申請期間(※2,3)	令和2年 9月 12日 ~ 令和3年 7月 31日			
☆ 継続理由	育児休業期間のうち、育児休業対象児童の1歳の誕生日の前日が属する月(*)の末日までを限度として、保育施設等の利用継続を希望する期間を記入してください。育児休業期間が(*)の月内に終了する場合はその月の末日まで申請が可能です。			
<input type="checkbox"/> 1年以内に復職を予定している				
<input type="checkbox"/> 育児休業対象児童の保育施設等利用申込みをした結果、利用待機となり、育児休業期間を延長したため				
<input type="checkbox"/> その他				

育児休業対象児童の1歳の誕生日の前日が属する月の末日までに復職する予定がない場合は保育施設等利用継続を承認することができます退所となります。

(備考)

(※1) 保育施設等利用開始日の前日に申請可能です。

(※2) 「就労証明書」(育児休業期間が記載されたもの)を添付してください。

(※3) 育児休業期間内の保育施設等利用継続申請が可能な期間は、**育児休業対象児童の1歳の誕生日の前日が属する月の末日**までとなります。

(※4) 育児休業対象児童について、仙台市へ利用調整対象保育施設等の利用申込み(*)をした結果、1歳の誕生日の時点で利用待機となったために育児休業を継続する場合、**利用児童が保育施設等の利用を継続するためには、保育施設等利用継続の延長の申請が必要**です(利用継続が可能な期間は、最長で育児休業対象児童の1歳6か月の誕生日の前日が属する月の末日まで)。また、1歳6か月の誕生日時点でも利用待機となったために育児休業をさらに継続する場合は、保育施設等利用継続の再延長の申請が必要です(利用継続が可能な期間は、最長で育児休業対象児童の2歳の誕生日の前日が属する月の末日まで)。

(*) 保育施設等の利用開始日と受付期間は以下のとおりです。

- 各年度4月1日付利用開始の場合・・・前年度の11月頃(詳細は仙台市ホームページ等によりご案内いたします。)
- 年度途中からの利用開始の場合
 - 毎月1日付利用開始の場合(4月1日を除く)・・・前月の5日まで
 - 毎月16日付利用開始の場合・・・前月の20日まで

※土日祝日の場合は前開庁日が申込締切日となります。